

ウェルビーイング

概要	「よく在ること」を意味し、心身ともに健康で満たされた状態を指します。単なる「病気でない状態」ではなく、生活に満足し、社会的なつながりや自己実現が充足された積極的な豊かさを示す概念です。医療・福祉分野で長く用いられてきましたが、近年は環境政策においても中心的な概念として位置づけられています。
政策における位置づけ	国の第六次環境基本計画（令和6年）では「環境保全を通じた現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング・高い生活の質の向上」を環境政策の最上位の目的として明記しました。京都府環境基本計画（令和7年）・京都府地球温暖化対策推進計画（令和8年）でも同様に計画の中心概念として採用されており、国・府の計画が揃って「脱炭素＝がまん」ではなく「暮らしの質の向上」として推進する方向に転換しています。
従来の環境政策との違い	従来の環境政策は「CO2を減らす＝省エネ・節約・制約」という文脈で語られることが多く、市民にとって「がまんと求めるもの」として受け止められる傾向がありました。ウェルビーイングの概念は、環境対策を暮らしの質の向上・健康増進・地域コミュニティの充実・経済的安定と結びつけ、「環境対策は豊かさへの投資である」という転換を示すものです。
本市との関連	省エネ住宅支援、公共施設への太陽光発電設備の導入、クーリングシェルターの整備、食品ロス削減・資源循環、環境教育は、いずれも市民のウェルビーイングの向上に直結する取組として位置づけることができます。

IPCC

概要	気候変動に関する最新の科学的知見を世界中の研究者が評価・整理し、各国の政策決定者に提供することを目的とする国際機関です。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）が1988年に設立しました。IPCC は自ら研究・観測を行うのではなく、世界中で発表された科学的文献を評価・整理することに徹しており、政策の方向性を提言するものではなく科学的事実を示す機関です。
評価報告書について	数年ごとに「評価報告書」を公表しており、現在の最新版は第6次評価報告書（AR6、統合報告書は令和5年（2023年）3月公表）です。直前の第5次評価報告書（AR5）は平成26年（2014年）に公表されており、パリ協定（2015年）の科学的根拠となりました。報告書は①科学的根拠（第1作業部会）②影響・適応・脆弱性（第2作業部会）③緩和策（第3作業部会）の3部会の報告書と統合報告書で構成されます。
主要な知見 AR6 統合報告書	①人間活動が気候を温暖化させてきたことは「疑う余地がない」。 ②現在の政策のままでは21世紀末に産業革命前比 2.5～3℃の気温上昇が見込まれる。③1.5℃目標の達成には2030年までにCO2排出量を2019年比43%削減する必要がある。 ④既に生じている影響（極端な高温・豪雨・海面上昇等）は今後さらに激化する。
本市との関連	向日市環境基本計画をはじめ各種計画において、気候変動の科学的根拠を示す際の出典として「IPCC 第6次評価報告書統合報告書（令和5年3月）」が用いられます。令和7年には京都市で猛暑日（最高気温35℃以上の日）が61日・熱帯夜（最低気温 25℃以上の日）が68日を記録（いわゆる「60-60」）し、福知山市では府内初の40℃超えとなる40.6℃を観測するなど、IPCC が示してきた科学的知見が現実のものとなっています。

ネイチャーポジティブ

概要	自然の損失をゼロにとどめるだけでなく、積極的に自然を回復・増加させることを目指す概念です。カーボンニュートラル(CO ₂ 排出量と吸収量の差し引きゼロ)と並ぶ、2050年に向けたもう一つの国際目標として位置づけられています。
背景と必要性	世界の生物種の約25%が絶滅の危機にあり、陸地の75%・海洋の66%が人間活動により著しく改変されています(IPBES 報告、2019年)。気候変動と生物多様性の損失は相互に悪化させ合う関係にあり、脱炭素だけでは地球環境を守れないという認識が広まりました。また、森林・湿地・サンゴ礁などの自然生態系はCO ₂ を吸収する機能を持っており、自然の回復が気候変動対策にも資するという観点からも重視されています。
政策における位置づけ	2022年12月のCOP15(カナダ・モントリオール)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が国際的な根拠となっています。国の第六次環境基本計画では、脱炭素・循環型社会・ネイチャーポジティブを「三位一体」で推進する方針を明記しており、従来の「自然を守る(保全)」から「自然を回復・増やす」への目標水準の引き上げが図られました。
本市との関連	本市は大規模な自然地を有しませんが、竹の径周辺の竹林・農地・公園緑地の保全・管理をネイチャーポジティブへの貢献として位置づけることができます。

30by30

概要	2030年までに陸域と海域のそれぞれ30%以上を健全な自然環境として保全・管理することを目指す国際目標です。2022年12月のCOP15(生物多様性条約締約国会議、カナダ・モントリオール)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の中核目標として位置づけられています。
背景と必要性	科学的知見から、生物多様性の損失を止めて回復に転じさせるためには少なくとも陸域・海域の30%を保全する必要があるとされています。現状では世界の陸域約17%・海域約8%しか保全されておらず、目標との乖離が大きい状況です。国立公園等の法定保護区を増やすだけでは30%に届かないことから、「保護区ではないが結果として自然が守られている場所」もカウントに加えるOECM という仕組みが導入されました。すなわち、30by30は目標であり、OECMはその目標を達成するための手段・制度です。
OECM とは	Other Effective area-based Conservation Measures(その他の効果的な地域をベースとした手段)の略称です。国立公園等の法定保護区ではないものの、管理の結果として生物多様性の保全に貢献している区域を保全面積としてカウントする仕組みです。日本では環境省が「自然共生サイト」認定制度として運用しており、企業の社有林・社寺林・里地里山・農地・ため池・企業緑地なども申請の対象となります。
本市との関連	本市は小規模な基礎自治体であり、30by30目標への直接的な貢献は限定的です。ただし国・府が推進する自然共生サイト(OECM)認定制度の動向を注視しつつ、竹の径周辺の竹林・公園緑地・農地の保全・管理に継続して取り組むことが、広い意味での生物多様性保全への貢献につながります。

成長志向型カーボンプライシング

概要	CO ₂ の排出量に価格を付ける（炭素に値段をつける）政策手段です。排出するほどコストがかかる構造とすることで、企業が自発的に脱炭素投資を行うよう市場メカニズムを活用して誘導します。「成長志向型」とは、脱炭素を制約・コストとしてではなく経済成長の機会として捉える姿勢を示す言葉です。
背景と必要性	補助金や規制だけでは脱炭素投資の規模に限界があるため、市場の力を活用した民間の自発的な投資誘導が必要です。またEU等では炭素国境調整措置（CBAM）の導入が進んでおり、日本が対応しなければ輸出企業が海外でCO ₂ コストを負担させられる不利が生じるという産業競争力上の観点もあります。第五次環境基本計画策定時は「導入を検討する」段階でしたが、GX推進法（令和5年成立）の施行により実行段階に移行しました。
具体的な仕組み	①GX-ETS（排出量取引制度）：大企業が排出枠を売買する制度で令和8年度から本格稼働。 ②化石燃料賦課金：化石燃料の輸入業者に賦課する負担金で令和10年度（2028年度）から導入予定。これらの制度導入により電気・ガス代の上昇が見込まれ、省エネ・再エネ導入の経済合理性が高まります。
本市との関連	GX-ETSは大企業が対象であるため本市が直接関わる制度ではありませんが、化石燃料賦課金（令和10年度～）によるエネルギーコストの上昇は市民・事業者の家計・経営に影響します。こうした動向を踏まえ、省エネ・再エネ導入支援の必要性が今後さらに高まるものと見込まれます。

ロス&ダメージ支援

概要	気候変動によって既に途上国に生じている損失（Loss）と損害（Damage）を、先進国等が資金拠出により支援するための国際的な枠組みです。緩和策（CO ₂ 削減）や適応策（堤防整備・移住等）でも防ぎきれない被害への対応を目的とし、2022年COP27で基金設置に合意、2023年COP28で正式発足しました。
背景と必要性	気候変動による影響（海面上昇・洪水・干ばつ・台風の激甚化等）は、CO ₂ をほとんど排出していない途上国に深刻な被害をもたらしています。「歴史的に大量排出してきた先進国が責任を負うべき」との主張が30年以上にわたって途上国から提起されてきており、気候変動の影響が実際に深刻化する中でCOP27においてようやく基金設置に合意が得られました。
緩和策・適応策との違い	緩和策はCO ₂ を削減して将来の気候変動を抑制する取組（再エネ・省エネ等）、適応策はすでに生じている・生じることが確実な影響に備える取組（堤防整備・避難体制・農業転換等）です。ロス&ダメージは、その両方でも対応できない被害（国土の水没、失われた文化・生活基盤等）への事後的な補償・支援を指します。三者は気候変動政策の3本柱と位置づけられます。
本市との関連	本市が直接対応する施策ではなく、国の第六次環境基本計画・重点戦略⑥（国際）に記載された国際情勢の変化として把握しておくべき事項です。気候変動の影響がすでに世界各地で深刻な被害をもたらしているという現実、緩和策（CO ₂ 削減）と適応策の両方を継続して推進することの重要性を示すものです。

地域循環共生圏

概要	各地域が自然資本・地域資源を活かして自立・分散型の社会を形成しながら、地域間でも相互に補完し合うネットワークを構築する概念です。第五次環境基本計画（平成30年）で初めて提唱されました。エネルギー・食料・資源・経済の地域内循環と広域的な地域間連携を同時に追求するものです。
背景と必要性	人口減少・過疎化が進む中で、都市集中・中央依存型の社会構造の限界が顕在化してきました。各地域が自らの自然資本・地域資源を活かして経済的に自立する力を持つことで、災害・経済危機・エネルギー危機に対してより強靱な社会を形成するという発想に立っています。また、都市と農山漁村が対等なパートナーとして支え合う関係を目指す点で、持続可能な開発の考え方とも親和性があります。
第五次から第六次	第五次では「概念の提唱」段階にとどまっていましたが、第六次では「新たな成長の実践・実装の場」として格上げされました。脱炭素先行地域の展開・地域金融のESG（財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に関する非財務情報も評価に加えて投資先を選択する投資手法）化・公正な移行など具体的な実施手段と結びつけられ、概念から運用フェーズへと移行しています。
本市との関連	本市は都市部に位置するため、農山漁村として自然資本を供給する側よりも、農山村の産品・資源を消費・活用する側として地域循環共生圏に参加します。むこうタベスケ（食品ロス削減・地産地消）・廃食油回収・ボトル to ボトルリサイクル事業は域内循環の実践として位置づけることができます。

GX（グリーントランスフォーメーション）

概要	化石燃料から再生可能エネルギー・水素等のクリーンエネルギーへの転換を起点として、産業構造・経済社会システム全体を変革し、脱炭素と経済成長の同時実現を目指す取組及び概念です。単なる省エネ・再エネ導入にとどまらず、経済・産業・社会の構造ごと転換するという発想に立っています。
背景と必要性	2050年カーボンニュートラルの実現には数百兆円規模の投資が必要とされており、政府の財源のみでは対応できないことから、民間資金の大規模な脱炭素投資への誘導が不可欠です。またEUのグリーンディール・米国のインフレ削減法（IRA）など各国が脱炭素を産業競争力強化の手段として活用しており、日本がこれらに対応しなければ国際的な産業競争力を失うという危機感が背景にあります。
GX推進法の概要	令和5年（2023年）成立。20兆円規模のGX経済移行債を発行し、脱炭素投資を集中的に支援する法律です。GX-ETS（排出量取引制度）・化石燃料賦課金（令和10年度～）の制度整備の根拠法でもあります。令和7年2月には、①エネルギー基本計画・②地球温暖化対策計画・③GX2040ビジョンの3計画が同日閣議決定され、一体的に運用されることとなりました。
本市との関連	GX-ETSや化石燃料賦課金の直接の対象は大企業・化石燃料輸入業者ですが、化石燃料賦課金（令和10年度～）によるエネルギーコストの上昇は市民・事業者の家計・経営に影響します。PPA方式による公共施設への太陽光発電設備の導入・事業者への再エネ支援は、「GXの地域レベルでの実践」として上位計画との整合を示す文脈で位置づけることができます。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

概要	製品・素材・資源を廃棄せず、できる限り長く使い続けることで廃棄物の発生を最小化し、資源を循環させ続ける経済モデルです。従来の「資源を採取して製品をつくり使い捨てる」直線型経済（リニアエコノミー）に対し、「設計段階から廃棄を前提とせず、再使用・修理・再製造・リサイクルによって資源の価値を最大限維持する」という考え方に立っています。
従来の 3R との違い	3R（Reduce・Reuse・Recycle）は「廃棄物が出た後の処理・削減」という考え方が中心ですが、サーキュラーエコノミーは「廃棄物が出ないように最初から設計する」という上流からの発想です。製品の長寿命化・シェアリング・サービス化（モノを売らずサービスとして提供）・再生材の積極活用など、ビジネスモデル自体の転換を含む、より包括的な概念です。国の第六次環境基本計画では「循環経済への移行」を重点戦略①（経済システム）の柱として明示しています。
背景と国際動向	世界の資源消費量は増加を続けており、循環経済への移行は気候変動対策としても重要です。EU は「循環経済行動計画（CEAP）」を策定し製品設計規制・修理権・サステナビリティ情報開示等の制度整備を進めており、日本でも令和 6 年に「循環経済推進法」が成立しました。
本市との関連	本市が取り組むボトル to ボトル（ペットボトルの水平リサイクル）・廃食油回収・むこうしエコゲートでの資源循環啓発は、循環経済の考え方に沿った取組として位置づけることができます。また食品ロス削減（むこうタベスケ）は廃棄物の上流抑制という観点で循環経済の理念と合致します。市民・事業者が参加できる資源循環の仕組みの充実が、本市における循環経済への移行の実践となります。

地域共生・地域裨益型再エネ

概要	「地域共生型」は再生可能エネルギー設備を地域の環境・景観・住民生活と摩擦を生じさせずに導入すること、「地域裨益型（ひえきがた）」は再エネの導入が地域に経済的・社会的な便益をもたらすことを指します。第7次エネルギー基本計画ではこの2つをセットで「地域共生・地域裨益型再エネ」として重点施策に位置づけています。
背景と必要性	再エネ設備の導入拡大が進む中で、森林伐採・景観破壊・騒音等の問題が各地で発生し、地域との摩擦が顕在化しました。また売電収入が域外事業者に流出し地域に経済的便益が残らないという問題も生じました。このため「設置量の拡大」から「地域と共生し地域に利益をもたらす形での導入」へという方向転換が求められるようになりました。
「共生」と「裨益」の違い	地域共生型は「地域に迷惑をかけない・受け入れてもらう」という観点からの取組です。地域裨益型は「地域を豊かにする」という積極的な観点からの取組です。「裨益（ひえき）」とは「利益をもたらす・役に立つ」を意味する言葉で、売電収入の地域還元・地元雇用の創出・エネルギーの地産地消などがその具体例となります。
本市との関連	PPA 方式による公共施設への太陽光発電設備の導入向日市公共施設ゼロカーボン推進事業は、太陽光発電設備設置による脱炭素化の実現だけでなく、家庭における再生可能エネルギーの余剰電力を地域内で有効活用することができる地域裨益型再エネの実践事例です。本取組は環境省の優良事例にも選定されており、国の方向性に沿った先行的な取組として示すことができます。